

入札参加資格審査申請の受付について

令和 7 年 監理課建設業担当

目次

- ①令和 7 ・ 8 年度入札参加資格審査申請定期受付の結果について
- ②令和 9 ・ 1 0 年度入札参加資格審査申請定期受付について
- ③留意点・よくある質問等

① 令和 7 ・ 8 年度入札参加資格審査申請定期受付の結果について

1 令和7・8年度入札参加資格審査申請定期受付について

○共同受付とは

→申請窓口を県に一本化し、県と市町が共同で申請を受け付ける制度

参加市町（県内25市町中、20市町が参加）
足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、 さくら市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、 野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町

1 令和7・8年度入札参加資格審査申請定期受付について

○受付期間

- ・ 測量・建設コンサルタント等（県内業者・県外業者）

10月1日（火）～10月18日（金）の**18**日間

- ・ 建設工事（県内業者）

10月21日（月）～11月8日（金）の**19**日間

- ・ 建設工事（県外業者）

11月4日（月）～11月22日（金）の**19**日間

1 令和7・8年度入札参加資格審査申請定期受付について

○申請件数

- ・建設工事（県内・県外業者）

→**2,367件（前回比-10件）**

- ・測量・建設コンサルタント等（県内業者・県外業者）

→**773件（前回比-55件）**

※ 第1回随時受付の申請件数を考慮すると、ほとんど申請数は横ばい

② 令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付について

2 令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付について

- (1) 受付期間について（見込）**
- (2) 申請に要する審査基準日について**

2 令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付について

(1) 受付期間について（見込）

2 令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付について

令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付期間

→令和7・8年度とほぼ同様のスケジュールで行う予定

※ 令和8年8月頃、栃木県公報及び県HPにて案内開始予定。

なお、例年同様、県から業者あて個別の連絡は行いません。

※ 申請漏れには十分留意願います。

2 令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付について

(2) 申請に要する審査基準日について

2 令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付について

入札参加資格審査の対象となる経営事項審査について

○最初の制度（令和5・6年以前）

**定期審査年の前年の8月1日から定期審査年の7月31日に属する
審査基準日（決算日）の経審点数**が対象

○前回の制度（令和7・8年）

申請日時点で有効でかつ申請日の直前に受けた経審点数が対象

※経過措置あり。（令和6年7月31日までの審査基準日でかつ令和6年12月
までに経営事項審査を受審した場合は当該経審結果を対象とできる）

2 令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付について

○次回の制度（令和9・10年）

申請日時点で有効でかつ申請日の直前に受けた経審点数が対象

※今回から経過措置は設けない。

（例） ※仮に受付期間を令和8年10月中旬～11月初旬とした場合

A 社（審査基準日：令和8年3月31日）	B 社（審査基準日：令和8年5月31日）
7月（事業年度終了の変更届提出） 8月（経営事項審査受審） 10月（経営事項審査結果通知到着）	9月（事業年度終了の変更届提出） 10月（経営事項審査受審） 12月（経営事項審査結果通知到着）
審査対象 令和8年 3月31日審査基準日の経営事項審査	審査対象 令和7年 5月31日審査基準日の経営事項審査

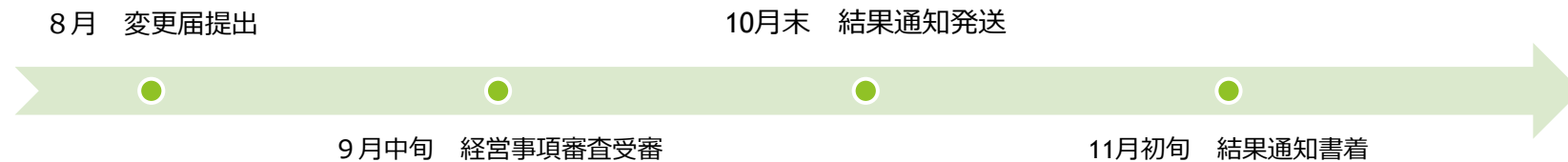
※経営事項審査の受審月次第で、対象年度が変わる場合があるので注意！

2 令和9・10年度入札参加資格審査申請定期受付について

○経営事項審査申請の流れについて

事業年度終了の変更届を提出した翌月以降に申請可能。

受付月の翌月末営業日に結果通知を発送。



○経営事項審査の有効期限について

経営事項審査結果通知書は到着した時点で有効。

※新しい結果通知書の点数が低い場合などにおいて

旧結果通知書の有効期限が残っていたとしても、

旧結果通知書を使用することはできません。

③留意点・よくある質問等

3 留意点・よくある質問等

入札参加資格に関すること

(質問)	(回答)
変更届も共同受付は可能か？	変更届は共同受付に非対応 です。 それぞれの市町の担当窓口へ変更届を提出してください。
建設業許可を更新、般特新規申請を実施した際に変更届の提出は必要か？	変更届の提出は不要です。
建設業を廃業した場合や 入札参加資格を辞退したい場合は？	入札参加資格の辞退届の提出が必要。 辞退届は電子申請非対応 。 郵送もしくは持参により処理をお願いします。

3 留意点・よくある質問等

受付結果通知書について

令和7・8年度申請から受付結果通知書は送付しておりません

→他機関への申請等で受付結果通知書の提出が必要な場合は
「仮受付完了メール」を複写して代用してください。

代用不可の場合等は監理課建設業担当まで御連絡ください。

入札参加資格と電子入札システム（I Cカード）の関係について

	入札参加資格	電子入札システム（I Cカード）
担当課	監理課 建設業担当 028-623-2390	技術管理課 企画情報・建設D X担当 028-623-2405

※ I Cカードの変更後「**仮登録**」となってしまった場合・・・

→入札参加資格申請で登録した**業者情報とI Cカード情報が不一致の可能性**があります。

例　：入札参加資格の代表者名とI Cカードの取得者氏名が一致していないケース

原因：入札参加資格の変更届を提出していない（旧代表名のままになっている）
I Cカードの取得者名を代表者ではなく担当者にしてしまった　等

※「**仮登録**」については監理課建設業担当が処理を実施しています。

至急処理が必要な場合は監理課建設業担当まで御連絡ください。

入札参加資格に係る続報は県ＨＰにて随時掲載します

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/sanka-koukyou/index.html>



電子入札システム（I Cカード）に関するF A QはH Pに掲載中です

https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/jyouhouka/denshikenchou/dennyu_faq2.html



ご静聴ありがとうございました。